

令和6年度前期分

授業料免除及び徴収猶予（一般選考）申請要項

目 次

1. はじめに	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除申請の対象者	P3
(2) 授業料徴収猶予申請の対象者	P4
(3) 学業優秀の基準	P5
(4) 経済的理由の家計基準	P7
3. 申請方法・申請期間	P8
4. 提出書類	
(1) 全員共通の注意点等	P9
(2) 学部学生（私費外国人留学生以外）の提出書類	P10
(3) 大学院生及び特別支援専攻科生（私費外国人留学生以外）の提出書類	P11
(4) 大学院生（私費外国人留学生）の提出書類	P12
(5) 提出書類の詳細	P13
(6) 家庭状況調査の書き方	P15
5. 書類提出から申請結果通知までの注意点	P20
6. 結果通知時期と授業料納入時期	P20

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）が原則メールで問い合わせを行うこと。メールでお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号（新入生は受験番号でも可）_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とすること。

☆柏原キャンパス所属の学生

学生支援課奨学厚生係

（取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

☆天王寺キャンパス所属の学生

天王寺地区総務課学務係

（取扱時間 平日13時～21時30分）

Mail rnjtg@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に留学中で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。その他わからないこと等ありましたら、期日に余裕をもってお問い合わせください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

1. はじめに

本要項は、経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、授業料を全額または半額免除及び徴収猶予（納付期限延長（前期分7月まで））する制度について記載しています。

授業料免除結果が半額免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりませんが、速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

以下に該当する方は別の要項等での対応となりますので、そちらを確認してください。

○学部学生（私費外国人留学生以外）で授業料免除を望む者

→高等教育の修学支援新制度（※日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。）

（大阪教育大学HPトップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等

>高等教育の修学支援新制度による授業料減免）

○学部の私費外国人留学生で授業料免除・徴収猶予を望む者

→要項「私費外国人留学生成績優秀者に係る授業料免除及び徴収猶予申請要項」

（大阪教育大学HPトップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等

>学部私費外国人留学生成績優秀者に係る授業料免除）

○大学院に在籍するもので、経済的理由によらず、在学時の業績において授業料の免除を望む者

→要項「大学院における特別授業料免除申請要項」

（大阪教育大学HPトップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等

>大学院における特別授業料免除）

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。）

・選考とその結果について

前期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

(参考)

・後期分授業料免除及び徴収猶予の簡易申請について

後期分授業料免除申請において、学生の申請手続きの負担軽減及び手続きの効率化推進のため、当該年度の前期分授業料免除を申請した方を対象に、後期分授業料免除の簡易申請を実施します。この簡易申請では、前期分授業料免除申請の際に提出した申請書や証明書類の提出を一部省略することができます。

令和6年度後期分授業料免除申請の手続きは、令和6年度前期分授業料免除申請をするか否かで手続き内容が異なります。

「後期分授業料免除」の申請について、前期分申請時点から後期分申請時点の間、家計状況・家族状況等に全く変更がない場合は、前期分授業料免除申請の際に提出した申請書や証明書類の提出を省略できるので、手続きの負担が軽減されます。もし、前期と後期で申請内容が変化した場合は後期分で新規申請をすれば問題ありません。また、申請取下げも可能です。

また、後期分授業料免除の簡易申請をする場合、前期分申請時と後期分申請時に家庭事情等に変更がない場合でも、前期分と後期分のそれぞれの決定された免除結果が同じになるとは限りません。

詳しくは後期分の免除申請の際に説明します。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除申請の対象者

	私費外国人留学生以外	私費外国人留学生
学部	×	×
	→日本学生支援給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）に申請すること	→別要項「私費外国人留学生成績優秀者に係る授業料免除及び徴収猶予申請要項」参照
大学院	○	○
特別支援専攻科	○	○

上記表で、「○」がついている区分に在籍し、申請理由のいずれかに該当する者が本申請の対象です。ただし、次の①～③に該当する場合は、**審査対象外**となります。

- ① 令和6年度前期分の授業料をすでに納付している者
- ② 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者(短期派遣留学生)は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間(前・後期分)以内に限り免除対象者となります。
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり(P.7「(4) 経済的理由の家計基準」参照),かつ, 学業優秀と認められる者(P.5「(3) 学業優秀の基準」参照)
(2) 学資負担者死亡	令和5年10月から令和6年3月末(新入生は令和5年4月から令和6年3月末)までの間に本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し, 授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.7「(4) 経済的理由の家計基準」参照) ※死亡診断書等の死亡日のわかる書類のある方(詳細はP.13参照)
(3) 風水害等	令和5年10月から令和6年3月末(新入生は令和5年4月から令和6年3月末)までの間に本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより, 授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.7「(4) 経済的理由の家計基準」参照) ※り災証明書のある方(詳細はP.13参照)

(2) 授業料徴収猶予申請の対象者

	私費外国人留学生以外	私費外国人留学生
学部	○	× →別要項「私費外国人留学生成績優秀者に係る授業料免除及び徴収猶予申請要項」参照
大学院	○	○
特別支援専攻科	○	○

上記表で、「○」がついている区分に在籍し、申請理由のいずれかに該当する者が対象です。ただし、次の①～③に該当する場合は、**審査対象外**となります。

① 令和6年度前期分の授業料をすでに納付している者

② 在籍期間が修業年限を超えている者

（休学など特別な事由があると認められる者（※）を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。）

※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者（短期派遣留学生）は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間（前・後期分）以内に限り免除対象者となります。

③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり（P.7「(4) 経済的理由の家計基準」参照）、かつ、学業優秀と認められる者（P.5「(3) 学業優秀の基準」参照）
(2) 風水害等	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者（P.7「(4) 経済的理由の家計基準」参照） ※り災証明書のある方（詳細はP.13 参照）
(3) 授業後払い制度 ※大学院のみ	日本学生支援機構が実施する「大学院修士段階における授業料後払い制度」の適用が認められた者 ※令和6年度については、以下4つ全てを満たすこと。 ○新入生であること ○大学在学時に給付奨学金の受給を受けていたこと ○大学院で第一種奨学金に採用されていない又は申し込んでいないこと（既に申込済みであっても、第一回の振込前に辞退手続きをとる場合は対象とします。） ○後期に「大学院修士段階における授業料後払い制度」に申し込むこと。（正式な申込開始はR6年9月以降を想定しているため現時点での申込は不要）

(3) 学業優秀の基準

「学業優秀」は次の基準によります。特別選考申請者と非申請者で基準が異なります。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも免除の対象となりません。令和6年3月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

【特別選考とは】

下記の家庭事情によって授業料の納付が極めて困難であると認められた者に対して、**学力評価基準を緩和して特別に選考を行うものです**。特別選考における学力評価基準は、修得単位数のみとし、学力評価点は問いません。

ただし、家計評価基準については通常の授業料免除制度と同様とするので、特別選考に申請した者が優先される制度ではありません。また、該当項目に応じた書類の提出も求めます。

(特別選考申請該当者)

- (1) 本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等にあって大学に入学した者である場合
- (2) 本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合
- (3) 学資負担者が長期療養中で、収入を得ることが困難な場合
- (4) 申請時期の1年以内に学資負担者が自己破産している場合
- (5) 学資負担者が生活保護を受けている場合

①令和6年前期における特別選考非申請者の基準

回 生	修得単位数				学力評価点				
	昼間	夜間	教育学研究科	連合教職大学院					
学部 1	—	—	—	—	21. 0				
学部 2	30	22							
学部 3	60	44							
学部 4	100	72							
学部 5	—	100							
専攻科	—	—	—	—	21. 0				
大学院 1	—								
大学院 2									
大学院 3									

() は長期履修・教員免許取得プログラム学生

- ※1 高校の評定値の平均が3.5に満たない者で、入学試験の成績が本人の属する専攻（コース）の入学者の上位1/2以内であるものは適格者とする。また、高等学校卒業程度認定試験に合格した者については、入学試験の得点が配点合計点の6割以上とする。
- ※2 学部、専攻科及び大学院1年次生、3年次編入3年次生は、修得単位数を選考基準としない。
- ※3 私費外国人留学生については、入学試験の得点が配点合計点の6.5割以上とする。
- ※4 長期履修・教員免許取得プログラム学生ではない大学院3年次生は、修業年限内に本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者（短期派遣留学生）のみを対象とする

②令和6年前期における特別選考申請者の基準

回 生	修得単位数			
	昼間	夜間	教育学研究科	連合教職大学院
学部 1	—	—		
学部 2	25	20		
学部 3	50	40		
学部 4	80	60		
学部 5	—	80		
専攻科	—			
大学院 1			—	—
大学院 2			12 (8)	18 (12)
大学院 3			18 (16)	28 (25)

※1 学部、専攻科及び大学院1年次生、3年次編入3年次生は、修得単位数を選考基準としない。

※2 長期履修・教員免許取得プログラム学生ではない大学院3年次生は、修業年限内に本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者（短期派遣留学生）のみを対象とする

◆学力評価点の算定方法

前年度後期（令和6年3月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、学力評価点が20.95点未満 → 不適格となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1／3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

(4) 経済的理由の家計基準

授業料免除及び徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除又は徴収猶予を受けるための金額の目安となっています。

※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 (独立生計者)	自宅	3600	1900
2人 (父子・母子世帯)	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 (両親・本人)	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 (両親・本人・公立高校生)	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 (両親・本人・私立大学生・公立高校生)	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

※大学院生・専攻科生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 (独立生計者)	自宅	3810	2050
2人 (父子・母子世帯)	自宅	6700	4120
	自宅外	7170	4590
3人 (両親・本人)	自宅	5986	3570
	自宅外	6620	4040
4人 (両親・本人・公立高校生)	自宅	6730	4150
	自宅外	7200	4620

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

	柏原キャンパス所属学生	天王寺キャンパス所属学生
申請方法	原則 窓口持参	郵送のみ ※朱書きで「令和6年度前期授業料免除申請書類在中」と記載し、追跡可能な郵送方法（特定記録・レターパック等）で送ること。
提出先	柏原キャンパス事務局棟（N棟）3階 学生支援課奨学厚生係 窓口	〒543-0054 大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88 天王寺地区総務課学務係
申請期間	令和6年4月1日（月）～4月5日（金） 9：00～16：00 (土日祝除く)	令和5年4月5日（金）必着 ※消印無効

収入に関する書類などが間に合わない場合は、「4 提出書類」の内、

◇令和6年度前期分授業料免除願（様式1－1）

又は令和6年度前期分授業料徴収猶予願（様式1－2）

◇家庭状況調書（私費外国人留学生以外用）（様式2－1）

又は家庭状況調書（私費外国人留学生用）（様式2－2）

◇チェックリスト

◇上記以外で提出できる書類

を提出してください。（期日を指定して補正を行っていただきます。）

受付期間に留学中等で本人持参ができない場合は、期日に余裕をもって表紙にある問い合わせ先にご相談ください。

4. 提出書類

(1) 全学生共通の注意点等

○申請における世帯構成の考え方

世帯構成員として含まる者は、以下の通りです。（○：含まる、△：該当者のみ（下記※3参照））。

※私費外国人留学生以外は、独立生計（世帯構成が申請者本人のみでの申請）は原則認めませんが、両親ともに死去している等、本人のみで独立して生計を営んでいる場合は、問合せ先にご相談ください。

※私費外国人留学生は、原則独立生計として取り扱いますが、以下、表で○のついた家族が日本にいる場合は、独立生計とみなしませんので、ご注意ください。

申請者本人	父母	配偶者 ※1	子	兄弟姉妹 (家計支持者 (※2)に扶養 されている者) 被扶養の者)	兄弟姉妹 ※3 (家計支持者 被扶養されて いない者)	祖父母・叔父叔 母※3 (同居別居、扶 養関係にかか わらず)
○	○	○	○	○	△	△

※1 配偶者（事実婚含む）及びそれに準ずる者を別生計にすることはできません。

※2 家計支持者とは父母もしくは父母に代わり家計を支える者のことです。

※3 その者が家計支持者である場合は世帯人数に含む。

（例：兄弟姉妹が父母等に仕送りをしている、兄弟姉妹・祖父母・叔父叔母が家計を支えている等）

○やむを得ない事情により提出期限までに書類を揃えることができない場合

提出日以降でなければ取得できない書類がある場合、書類が揃っていない状態でも申請を受け付けます。以下の書類を「3. 申請方法・申請期間について」記載の期日までに提出してください。

◇令和6年度前期分授業料免除願（様式1-1）

又は令和6年度前期分授業料徴収猶予願（様式1-2）

◇家庭状況調書（私費外国人留学生以外用）（様式2-1）

又は家庭状況調書（私費外国人留学生用）（様式2-2）

◇チェックリスト

◇上記以外で提出できる書類

期日を指定して不足書類を後日、提出していただきます。その期日に遅れた場合は、審査対象外とします。

○授業料免除と徴収猶予の両方に申請する場合

「令和6年度 前期分授業料免除願」（様式1-1）の最下段『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。○がない場合は、徴収猶予の希望はないものとして扱います。

なお、授業料免除の結果ができるまでは、授業料は徴収は行いません。

(2) 学部学生（私費外国人留学生以外）の提出書類

	学部学生（令和元年度以前入学）の提出書類 ○：必須書類 △：該当者のみ提出	授業料徴収猶予に 申請する方 (免除制度なし)
1	チェックリスト	○
2	令和6年度前期徴収猶予申請書（様式1－2）	○
3	家庭状況調書（様式2－1） ※記載方法の詳細はP15参照	○
4	令和5年度（令和4年度分）課税・非課税証明書 ※必要書類の詳細はP13①参照	○
5	申請理由により必要な証明書 ※必要書類の詳細はP13②参照	△
6	特別選考免除願と証明書類 ※必要書類の詳細はP13③参照	△
7	申請者本人が該当する場合に提出する証明書類 ※必要書類の詳細はP13④参照	△
8	所得等に関する証明書類 ※必要書類の詳細はP14⑤参照	△
9	所得控除（特別控除）に関する証明書類 ※必要書類の詳細はP14⑥参照	△

該当者となるかは、本要項P13「(5) 提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認をすること。
チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学HPからダウンロードしてください。

(大阪教育大学HPトップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
>大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予（一般選考）)

(3) 大学院生及び特別支援専攻科生（私費外国人留学生以外）の提出書類

	大院生及び特別支援専攻科生の提出書類 ○：必須書類 △：該当者のみ提出	授業料免除のみの申請又は授業料免除・徴収猶予両方申請する方	授業料徴収猶予のみに申請する方		
			申請理由がP4の(1)の理由で申請する方	申請理由がP4の(2)の理由で申請する方	申請理由がP4の(3)の理由で申請する方
1	チェックリスト	○	○	○	○
2	令和6年度前期免除申請書（様式1-1）	○	×	×	×
3	令和6年度前期徴収猶予申請書（様式1-2）	×	○	○	○
4	家庭状況調書（様式2-1） ※記載方法の詳細はP15参照	○	○	○	×
5	令和5年度（令和4年度分）課税・非課税証明書 ※必要書類の詳細はP13①参照	○	○	○	×
6	申請理由により必要な証明書 ※必要書類の詳細はP13②参照	△	×	○	○
7	特別選考免除願と証明書類 ※必要書類の詳細はP13③参照	△	△	△	×
8	申請者本人が該当する場合に提出する証明書類 ※必要書類の詳細はP13④参照	△	△	△	×
9	所得等に関する証明書類 ※必要書類の詳細はP14⑤参照	△	△	△	×
10	所得控除（特別控除）に関する証明書類 ※必要書類の詳細はP14⑥参照	△	△	△	×

該当者となるかは、本要項P13「(5) 提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認をすること。

チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学HPからダウンロードしてください。

（大阪教育大学HPトップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
>大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予（一般選考））

(4) 大学院生（私費外国人留学生）の提出書類

	大院生（私費外国人留学生）の提出書類 ○：必須書類 △：該当者のみ提出	授業料免除のみ又は免除と徴収猶予両方申請する方		徴収猶予のみ申請する方	
		日本在住の家族（両親、兄弟姉妹、配偶者、子）がいない	日本在住の家族（両親、兄弟姉妹、配偶者、子）がいる	日本在住の家族（両親、兄弟姉妹、配偶者、子）がいない	日本在住の家族（両親、兄弟姉妹、配偶者、子）がいる
1	チェックリスト	○	○	○	○
2	令和6年度前期免除申請書（様式1-1）	○	○	×	×
3	令和6年度前期徴収猶予申請書（様式1-2）	×	×	○	○
4	家庭状況調書（様式2-2） ※記載方法の詳細はP15参照	○	○	○	○
5	令和5年度（令和4年度分）課税・非課税証明書（申請者分） ※必要書類の詳細はP13①参照	○	○	○	○
6	令和5年度（令和4年度分）課税・非課税証明書（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP13①参照	×	○	×	○
7	住民票 （「世帯全員の住民票」として証明されたもので、発行日が3ヶ月以内のもの。 続柄が省略されていないもの。）	×	○	×	○
8	申請理由により必要な証明書 ※必要書類の詳細はP13②参照	△	△	△	△
9	特別選考免除願と証明書類 ※必要書類の詳細はP13③参照	△	△	△	△
10	申請者本人が該当する場合に提出する証明書類 ※必要書類の詳細はP13④参照	△	△	△	△
11	所得等に関する証明書類（本人分） ※必要書類の詳細はP14⑤参照	△	△	△	△
12	所得等に関する証明書類（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP14⑤参照	×	△	×	△
13	所得控除（特別控除）に関する証明書類（本人分） ※必要書類の詳細はP14⑤参照	△	△	△	△
14	所得控除（特別控除）に関する証明書類（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP14⑤参照	×	△	×	△

該当者となるかは、本要項 P13 「(5) 提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認をすること。

チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学 HP からダウンロードしてください。
(大阪教育大学 HP トップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
> 大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予（一般選考）)

(5) 提出書類についての詳細

※必要に応じて、下記の書類以外の証明書類の提出を求める場合があります。

※必要な申請書類が重複する場合は、複数部準備する必要はありません。一部のみご準備ください。

① 申請者全員が提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
		授業料免除・徴収猶予申請書類チェックリスト	
		令和6年度前期分授業料免除願（様式1-1）又は徴収猶予願（様式1-2）	
住民税（課税、非課税） 所得・扶養人數等	世帯構成員全員分（高校生以下の者を除く） ※申請者本人のものを含む	令和5年度（令和4年分）課税証明書もしくは非課税証明書 【証明内容】 <ul style="list-style-type: none">・所得金額・配偶者控除・扶養人數・住民税（所得割・均等割）の課税非課税等が明記されていること。・所得証明書は不可。課税証明書もしくは非課税証明書であること。・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せください。・収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分（収入のない高校生以下は除く）を提出してください。非課税の方、無職の方も必ず提出してください。	市区町村

② 授業料免除・徴収猶予の申請資格に関する証明書類

項目	証明書類	発行所
授業料免除の申請理由	学資負担者の死亡を理由とした申請の場合 <ul style="list-style-type: none">・死亡診断書の写	医師・病院
	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合 <ul style="list-style-type: none">・り災証明書、盗難届証明書等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
授業料徴収猶予の申請理由	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合 <ul style="list-style-type: none">・り災証明書、盗難届証明書等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
	授業料後払い制度を理由とした申請の場合 <ul style="list-style-type: none">・大学に在学時に日本学生支援機構の給付奨学金を受給していたことがわかる書類（奨学生証や奨学金給付証明書）	本人

③ 特別選者の申請をする場合に提出する書類

区分	証明書類	発行所
本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等にあって大学に入学した場合	・令和6年度前期分授業料特別選考免除願（様式3） ・施設等在籍証明書（施設長発行）又は児童（里親）委託証明書	本人 医師・病院・保険会社
本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合	・令和6年度前期分授業料特別選考免除願（様式3） ・障害者手帳等の写	本人 市区町村
学資負担者が長期療養中で収入を得ることが困難な場合	・令和6年度前期分授業料特別選考免除願（様式3） ・申請時の医師等の証明書（診断書） ・長期療養者にかかる経費の申立書（様式7） ・経費の領収書（最近6か月分）の写 ・健康保険等によって医療給付を受ける金額、 損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	本人 医師・病院・看護人等・薬局等 保険会社等
申請時期の1年以内に学資負担者が自己破産している場合	・令和6年度前期分授業料特別選考免除願（様式3） ・免責決定確定通知書等の写	本人 裁判所
学資負担者が生活保護を受けている場合	・令和6年度前期分授業料特別選考免除願（様式3） ・生活保護決定（変更）通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、 当該月分の通知書の写も提出すること。 ※受給者番号の記載がある場合は当該番号が読み取れないようにマスキングすること	本人 市区町村

④ 申請者本人が該当する場合に提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
前年度の奨学金受給状況の証明	令和5年度中に大学等に在籍していた大学院・専攻科の新入生で給付型奨学金を受給していた者	・奨学金受給状況証明書（様式4）	出身大学等
	令和5年度中に大学を経由せず、直接、給付型奨学金を受給していた者	・奨学金の受給期間、受給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先

⑤ 申請者含め世帯構成員が該当する場合に提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
所得に関する証明	給与所得	・源泉徴収票（令和5年分）の写 ※昨年（令和5年1月1日）と勤務先が同じ場合	勤務先
		・給与所得のある者 昨年途中又は今年（令和5年1月2日以降），あらたに就職・転職した場合	勤務先
		・休職中の者	勤務先
		・傷病手当金を受給している者	全国健康保険協会・共済組合等
		・失業し，雇用保険基本手当（失業給付）を受給中の者	職業安定所（ハローワーク）
		・年金（恩給）受給者（※遺族年金を含む）	都道府県保険課・日本年金機構・保険会社等
		・生活保護決定（変更）通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は，当該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村
		・児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給世帯	市区町村
		・児童手当 受給世帯	市区町村
	商・工・林・水産業所得	・確定申告書（令和5年分 第一表・第二表）の写 分離課税の申告がある場合は，第三表も提出すること。 ※税務署又は役所の受理印のあるものを提出すること。 インターネットにより，電子申告を行った場合は，受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。 ※受理印がない場合は，申告額のわかる「納税証明書（その2）」を添付すること。	税務署
明	農業所得	農業所得のある者	
	その他の職業・雑所得	配当・不動産・雑所得のある者	
	臨時所得	・退職金の支給がある者 ※令和5年10月～令和6年3月に退職金を受け取った場合	勤務先
		・保険金（死亡・災害等）のある者 ※令和5年10月～令和6年3月に退職金を受け取った場合	保険会社等
特別控除に関する証明		・資産の譲渡による所得のある者	税務署
	退職者	・令和5年1月2日以降に退職し，令和6年4月現在再就職していない者（アルバイトやパートタイマーなどの非常勤職は不要）	勤務先
	就学者のいる世帯	・就学者で国立の大学・高専・高校に在学している者 ※申請者本人を除く	在学する国立の大学・高専・高校
		・就学者が上記以外に在学している者 ※申請者本人と中学生以下を除く	在学する学校
特別控除に関する証明	障がい者のいる世帯	・障害者手帳等の写	市区町村
	長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書（診断書） ・長期療養者にかかる経費の申立書（様式7） ・経費の領収書（最近6か月分）の写 ・健康保険等によって医療給付を受ける金額，損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	医師・病院等 医師・病院・看護人等・薬局等 保険会社等
	主たる家計支持者の別居している世帯	・別居により必要とする経費の申立書（様式8） ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書（最近3か月分）の写	学生（申請者）
	火災・風水害・盗難等の被災世帯	・り災証明書，盗難届証明書等 ・被害により将来長期的にわたって増えた支出増又は収入減になると認められる金額がわかる書類 ・損害保険金・損害保険金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社

※療養費の支出，災害等の被害による特別控除額の認定に際しては，保険，損害賠償等による補填分を差し引きます。

(6) 家庭状況調書の書き方

1. 令和6年4月現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係、天王寺地区総務課へ問い合わせてください。

「⑥家族住所」欄

- (1) 主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2) 本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

「⑦家族状況」欄

- (1) 「世帯構成員」については、P9「(1) 全学生共通の注意点等」参照してください。
独立生計者は、自身についてのみの記載で結構です。
私費外国人留学生は原則、独立生計者とみなしますが、日本にご家族がいる場合は、P9「(1) 全学生共通の注意点等」の規則に従って該当者の記載をお願いいたします。
- (2) 「年令」は、令和6年4月1日現在で記入してください。
- (3) 「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、主婦・無職等もその旨記入し空欄にしないでください。
- (4) 「在職期間」は、現在の職業（勤務先）についてからの期間を記入してください。
- (5) 「勤務先名」は、○○商店・○○会社・○○市立○○小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、○○商店経営、○○会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6) 「就学者」とは、次に在学する者です。
小・中・高校、高専、大学（専攻科・大学院を含む。）、特別支援学校及び専修学校（高等・専門課程）
 - ・上記以外の学校（予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
 - ・国・公・私立別を明記してください。
 - ・令和5年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。
- (7) 世帯構成員のうち扶養に入っているものの続柄の左に○をつけてください。

「⑧収入状況（年収）」欄

収入金額・所得金額の記入上の注意

- (1) 所得は、申請時現在少しでも収入のある者全員の、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。
※令和5年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- (2) 令和5年途中又は今年あらたに就職・転職（開業・転業等を含む）した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式5）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (3) 就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式5）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (4) 年金（各種共済年金・個人年金を含む）や恩給を受給している者がいる場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。（所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。）
- (5) 退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和5年10月～令和6年3月に所得があれば記入してください。
- (6) 千円未満の端数は切り捨ててください。

《給与所得》

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・児童手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金、育児休業給付金等も給与所得とします。

（1）「所得の種類」欄

- ア. 各人の所得の種類を記入してください。
(例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。)
- イ. 同一人物で2種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。
(例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。)

（2）「収入金額」欄

- 「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」を記入してください。
- ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『支払金額』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収税額を引いた金額ではありません。所得証明書の金額を記入しないように注意してください。）
 - イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）
 - ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収入金額にあたります。
 - エ. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。
[基本手当×令和6年4月1日以降受給できる日数=収入金額]として記入してください。
(基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。)

（3）「所得金額」欄

記入する必要はありません。

《給与所得以外》

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。

農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

（1）「所得の種類」欄

- ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）
- イ. 同一人物で2種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（2）「収入金額」「必要経費」「所得金額」欄

- 「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入してください。
- ア. 「収入金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した収入金額を記入してください。
 - イ. 「必要経費」は、確定申告をしている場合は、収支内訳書の必要経費の金額を記入してください。
 - ウ. 「所得金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した所得金額を記入してください。
(確定申告では、所得金額は①～⑧の金額に該当します。)
- 確定申告をしていない場合は、所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。
(必要経費のないものは、収入金額を所得金額とします。)

「⑨本人状況」欄

(1) 「給付型奨学金」欄

※日本学生支援機構等の貸与型奨学金は記入する必要はありません。(給付型奨学金は含みます。)

令和5年度に受給した給付型奨学金について、奨学会名と令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）の受給額を記入してください。

(2) (私費外国人留学生のみ) 奨学金の受給状況

前年度に受給した奨学金又は今年度に受給する奨学金がある場合は、国際室で担当者の確認を受けてください。

(3) (私費外国人留学生のみ) 家計状況

必ず記載してください。支出の計が収入の計を上回らないようにしてください。

「⑧特別控除」欄

必要事項及び金額を、申請時現在で次により記入してください。

(1) 「母子・父子世帯」欄

ア. 父又は母と18歳未満の子女（18歳以上の就学者も18歳未満の子女として扱う。以下同じ。）だけの世帯の場合

イ. 父又は母と60歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合を含む。）及び18歳未満の子女の世帯であって、祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合

※上記ア・イは父母の両方がない場合を含みます。その場合、配偶者がない兄姉が含まれても同様の扱いします。

(2) 「障害のある人がいる世帯」欄

この項目に該当する者（本人を含む。）は次のとおりです。

「有」の場合は、本人との続柄及び人数を記入してください。

ア. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載された者又はこれに準ずる者

イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害がある者

ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害のある者

エ. 心身喪失の状況にある者、若しくは知的障害と判定された者

オ. 常に就寝を要し複雑な介護を要する者

(3) 「長期に療養をする人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として1年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近6か月分の領収書等を必ず添付してください。

ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代（文書料を除く。）

イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）

ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用

エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）

オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代

カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

(4) 「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近3か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5) 「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去 6 か月以内に火災・風水害・盗難等の災害等を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの（り災証明書等）及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

- ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費
- イ. 生産手段（田・畠・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

◆源泉徴収票の見方・注意点

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又は居 所	受給者番号 (校欄名)										
柏原市旭ヶ丘 ×-×-×												
種 別		支 払 金 條		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額		所 得 控 除 の 金 額		源 泉 徴 収 税 額				
給 与 ・ 賞 与		内 千 円	5 8 7 0 0 0 0	内 千 円	4 1 5 4 4 0 0	内 千 円	2 0 8 9 1 8 5	内 千 円	1 1 1 2 0 0	内 千 円	0	
控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無 等		配 偶 者 特 别 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 养 亲 属 の 数 (配 偶 者 を 脱 く。)		16歳未満 扶 养 亲 属 の 数		雇 用 者 の 数 (本 人 を 脱 く。)		非 住 用 地 あ る 親 属 の 数			
有	從 有	千 円	0	人	0	人	1	人	特 別	人	0	
○		人	0	人	2	人	0	人	そ の 他	人	0	
社会保険料等の金額		生 命 保 険 料 の 控 除 額		地 域 保 険 料 の 控 除 額		住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額						
内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	
(摘要)												
生命保険料 の金額												
生 田 住 宅 保 険 料 の額		内 千 円	田 住 宅 保 険 料 の金額	内 千 円	介 護 保 険 料 の金額	内 千 円	新 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	内 千 円	田 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	内 千 円	田 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	
生 田 住 宅 保 険 料 の額		内 千 円	田 住 宅 保 険 料 の金額	内 千 円	介 護 保 険 料 の金額	内 千 円	新 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	内 千 円	田 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	内 千 円	田 信 人 年 金 保 険 料 の 金 額	
(フリガナ) 姓 名 配 偶 者		キヨウ ハコ	区 分	配 偶 者 の 合 计 所 得	内 千 円	民 保 保 険 料 等 の 金 額	内 千 円	旧 保 期 損 害 保 険 料 の 金 額	内 千 円	内 千 円	内 千 円	
(フリガナ) 姓 名 1 教育 一郎		キヨウ イチロー	区 分	(フリガナ) 姓 名 2 教育 二郎	キヨウ ニロ	区 分	(フリガナ) 姓 名 3 教育 三郎	キヨウサン	区 分	(フリガナ) 姓 名 4 教育 四郎	キヨウシロ	区 分
控 除 対 象 扶 养 亲 属		外 死 亡 退 職 者	死 亡 退 職 者	乙 傷 害 病 懿	本 人 が 控 除 者	寡 一 父 母 の 他	寡 一 父 母 の 他	獨 劳 学 生	中 途 就・退 職	受 給 者 年 月 日	支 払 者	
未 成 年 者	國 人	外 死 亡 退 職 者	死 亡 退 職 者	乙 傷 害 病 懿	本 人 が 控 除 者	寡 一 父 母 の 他	寡 一 父 母 の 他	獨 劳 学 生	就 職 年 月 日 3	退 職 年 月 日 ○	支 払 者 年 月 日 40 1 3	
支 払 者 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称 (株) 大阪商店												

① 令和5年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調書「⑨ 収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。

② 令和5年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収(見込)証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。

令和5年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。この場合は、「年収(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。

◆確定申告書の見方・注意点

確定申告書（令和5年分）については、必ず、第一表・第二表の両方の写を提出してください。

分離課税の申告がある場合は、第三表も提出してください。

税務署の受理印のあるもの（※）を提出してください。

なお、インターネットにより電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を併せて提出してください。

※もしも、受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を併せて提出してください。

八 尾 税務署長		
6年 2月 16日 令和 <input type="text"/> 5 年分の所得税の確定申告書B		
住所	〒 5 8 2 - 0 0 2 6	リガナキヨウイク ハナコ
	柏原市旭ヶ丘×-×-×	氏名 教育花子 (印)
	八尾税務署 6.2.16 受付	性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄
○○年1月1日の住所	同 上 生年月日 3 4 2 0 4 0 1	男 女 荘子店 教育商店 教育太郎 妻
		種類 青色 分離 損失 修正 特別の表示 特農 番号 0 8 1 0 8 9 2 4
		電話番号 072-978-XXXX

※給与については、「令和5年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明とならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。

（確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

収入金額等	事業 営業等 (ア)	3 9 8 0 3 3 5
	農業 (イ)	
	不動産 (ウ)	1 2 0 3 5 6 1
	利子 (エ)	
	配当 (オ)	
	給与 (カ)	
	公的年金等 (チ)	
	その他 (ケ)	
	短期 (ケ)	
	長期 (コ)	
	一時 (サ)	

① 令和5年1月1日以前から開業（受給）している場合は、家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。

※給与については、「令和5年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明とならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。

（確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

所得金額	事業 営業等 ①	1 4 5 3 3 2
	農業 ②	
	不動産 ③	3 7 8 5 5 2
	利子 ④	
	配当 ⑤	
	給与 ⑥	
	雑 ⑦	
	総合譲渡・一時 (ケ) + [(コ)+(サ)] × 1/2 ⑧	
	合計 ⑨	5 2 3 8 8 4

① 令和5年1月1日以前から開業（受給）している場合は、この所得額を家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「所得金額」欄に記入する。

一時所得は、別途、収入があった日（譲渡日）がわかる書類の提出が必要です。

5. 書類提出から申請結果通知までの注意点

- 授業料免除申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- 申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、「授業料免除等受理票」を渡しますので、期日までに不足書類と一緒に提出してください。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

6. 結果通知時期と授業料納入時期

- 結果通知の時期

6月中に本人宛に郵送予定

大学に届出のある住所に郵送しますので、申請後、住所変更等が生じた場合は必ず学生支援課奨学厚生係（天王寺キャンパス所属学生は天王寺地区総務課）にて住所変更の届出を行ってください。
変更届出を忘れた等理由として選考結果が届かなかつたことによる責任は負いかねます。

- 納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	7月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び 徴収猶予に申請のない者	6月下旬予定	学費納入口座より引き落とし